

京都市告示第 487 号

国土調査法第 6 条の 4 第 1 項の規定により，令和元年度の地籍調査事業を次のとおり実施します。

令和 2 年 1 2 月 2 8 日

京都市長 門 川 大 作

1 事業計画が定められた日

令和 2 年 1 2 月 1 1 日（2 農村第 1 4 2 7 号）

2 調査を実施する者の名称

京都市

3 調査地域及び調査期間

令和元年度地籍調査事業計画

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	参 考	
			面積 K m ²	測量の方式 及び縮尺
京都市	京都市上京区二本松町の一部，弁天町の一部，福島町の一部，尼ヶ崎横町の一部，東神明町の一部，田村備前町の一部，十四軒町の一部，田中町の一部，新御幸町，白銀町，坤高町，分銅町，下丸屋町の一部，中村町の一部，山本町，天秤丸町，西辰巳町，秤口町，東辰巳町，南清水町，金馬場町，西天秤町，天秤町，東天秤町，一丁目，浮田町	令和 3 年 3 月 3 1 日 まで	0.15	地上法 1/250

の一部，小山町の一部，稲葉町の一部，七番町の一部，清元町の一部，家永町の一部及び高台院町の一部及び中京区聚楽廻東町の一部			
--	--	--	--

(行財政局資産活用推進室)